



BYA Family / 講師会員規程 株式会社 Baby Yoga Associates

本講師登録規程(以下「本規程」という)は、株式会社ベビーヨガソシエイト(以下「BYA」という)とBYA講座を受講・修了した者(以下「講師会員」という)との関係に適用するものとする。

[第1章 講師登録]

第1条 (講師登録)

講師会員とは、BYAの活動方針に賛同し、本規程を承認し、本規程で

定める全ての入会手続きを完了した者とし、

講師活動をする上で、この講師登録は必須とします。

第2条 (講師会員の資格)

講師登録の資格を有する者とは、ベビーヨガインストラクター・ベビーヨガセラピー講師・RODY YOGA インストラクター(認定キッズ)

インストラクター・認定骨盤調整ヨガインストラクター(コース含む)講師養成講座を修了し、修了実技試験・筆記試験・課題提出・コミュニティクラス試験に合格し認定された者とし、

BYAの主旨に賛同し、円滑な実施に協力しようとする者とし、

(ロディオヨガインストラクターは本登録をもってライセンス登録となります)

第3条 (講師会員の活動内容)

講師会員は、BYAの以下の活動を行うことができます

- (1) BYAと業務委託契約を結ぶスタジオ・施設などでの講師活動
- (2) 講師会員に限定した、各種修了後講習会・勉強会への参加
- (3) BYAの主催する各種イベントの企画・参加・活動
- (4) 講師会員の交流会・サークル活動・野外活動への参加

第4条 (講師会員の権利)

(1) 講師会員は、BYAの講師会員限定メールを受け取ることができます。

(2) 講師会員は、名刺に「ベビーヨガソシエイト講師」と表記することができ、BYA指定の名刺などの販促ツールを作成発注・使用することができます。BYAの主催する各種イベントの企画・参加・活動することができます。

(3) 講師会員は、BYA本部が団体加入している損害賠償責任保険に加入することができます。ただし、適用には別途定める条件(第5章・2条)を満たさなくてはなりません。

[第2章 入会]

第1条 (入会の承認)

入会の承認は、講座を修了し認定講師となった時点で入会となります。

[第3章 講師会員の行動規範]

第1条 (活動における指導内容について)

講師会員は、各々の修了した講師養成プログラム講座内容で習得した内容を逸脱することなく安全に配慮し、指導にあたること。

[第4章 講師会員資格の喪失]

第1条 (講師会員資格の除名)

講師会員が定められた事項を逸脱し、相応しくない行為をした場合は登録失効を決定します。

第2条 (講師会員資格の喪失)

次の各号に当該するに当たったときは、その資格を喪失します。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 更新手続きを失効した場合
(妊娠出産等の理由がある場合は休業届けを提出)
- (3) 指導内容にBYAの定める指導範囲を逸脱する行為がみられたとき

[第5章 会費]

第1条 (年会費)

1. 講師会員は、別に定める年会費を所定の方法に従い支払わなければなりません。
2. 年会費は1年分を12月末まで振込みとし、金額は年間1万2千円とします。
3. 年会費は、講師登録制度の整備・運営費・損害賠償保険費とする。
4. 既納の年会費は、いかなる理由があっても返還できません。

第2条 (BYA加入損害賠償責任保険の適用)

講師会員は、BYAが団体加入している損害賠償責任保険を各自のクラスに適用することができる。ただし、保険の適用には以下の条件を満たすときとする。

1. 講師会員資格を有する者であること
2. クラス開催の際には「事前レポート」「事後レポート」の提出を行うこと
3. 第3章・1条に定める通り、各プログラムに準ずる内容を行うこと
4. 講師会員年会費を指定する期日までに納入している者
5. 骨盤調整ヨガクラスおよびマタニティクラスなど大人向けのクラス開催の保険適用はされません

[第6章 損害賠償]

第1条 (損害賠償)

講師会員が、本規程及び本規定に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によってBYAが損害を受けた場合、当該講師会員は、BYAが受けた損害をBYAに賠償しなければなりません。前項の規程は、講師会員資格が喪失されても継続されます。

[第7章 その他]

第1条 (規定の追加)

本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項についてはBYAの承認を経て、順次定めることとします。

本契約締結にあたり、本規約に同意します